

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 08 - 01

1 基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	01 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値					進捗率 (R2)
			H28	H29	H30	R1	R2	
A 障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	↑	44.1 %	39.0	34.5	35.3	38.3	39.7	90.0%
B グループホームの利用者数	↑	391 (R2) 人	264	279	300	301	349	89.3%
C 成年後見制度利用支援事業の利用人数	↑	53 人	15	36	29	35	44	83.0%
D								
E								

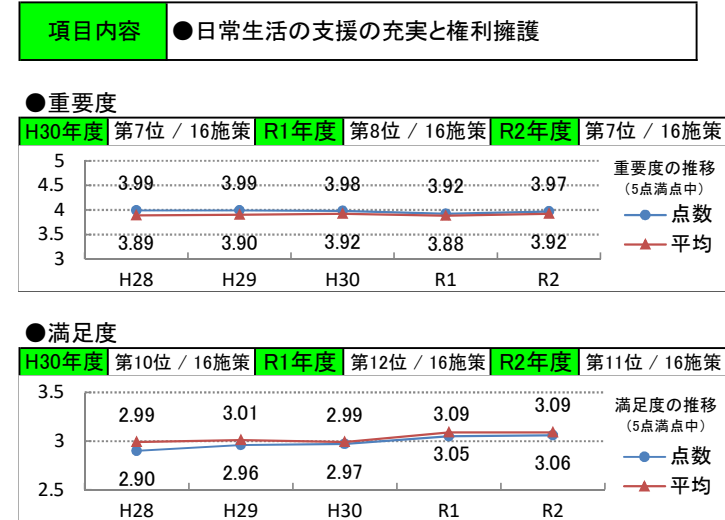
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 日常生活の支援の充実と権利擁護 総合戦略 ④</p> <p>【適正なサービスの給付等】 (目的) 日常生活を営むために必要な障害福祉サービス等を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果) ①居宅介護サービス等の利用者数は、令和元年度の1,694人から令和2年度は1,693人と横ばいで推移しており、障害のある人の在宅生活に対して一定のサービスが提供されている。(参考: 障害福祉サービス全体の支給決定者数4,541人)(目標指標A) ②児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は、令和元年度の1,363人から令和2年度は1,494人と大幅に増加しており、障害のある児童の療育支援に寄与している。(参考: 障害児通所支援全体の支給決定者数1,991人)(目標指標A) ③発達障害のある児童への適切な支援に向けて、子どもの育ち支援センター(いしあ)から療育機関への引継ぎ等の円滑な連携を進めるため、南北保健福祉センターといしあの連携会議の部会を開催し、業務連携フローや障害児通所支援の事業所リスト等をまとめた。 ④障害児通所支援の適正給付と質の向上については、コロナ禍であったため、指定事業所への実地指導は見合わせたが、指定基準や支給決定基準(ガイドライン)、学校や保護者との連携等については、各種制度や本市の状況等について周知を図った。 ⑤第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1: 圧縮と再編の取組)の対象施設である障害福祉サービス事業所(2か所)の機能移転については、コロナ禍であったため、運営法人に対して具体的な機能移転策の折衝まで進めることはできなかったが、関係部局で今後の方策について協議を進めるとともに、改めて法人の意向や今後のスケジュールについての確認と共有を図った。 ⑥コロナ禍におけるサービス提供体制の維持・確保に向けては、国の対応方針や緊急経済対策による支援策のみならず、濃厚接触者等の在宅支援や一時受入など市単独事業も創設し、対象となる事業所と緊密に連携・調整を図りながら、障害のある人の日常生活が維持されるよう取り組んだ。 (課題) ④障害児通所支援の利用が依然増加する中、実地指導等の効果的な実施に加えて、学校と事業所間で十分な連携を図ることができない事例もあるため、教育委員会との連携の下、双方の相互理解や保護者も含めた情報共有等を進めていかなければならない。 ⑤運営法人の意向を確認した結果、基本的に現在の場所での事業継続を希望していることから、現行施設の建替えや期限付きの継続利用等を視野に入れ、機能移転に係る協議・折衝を進めていかなければならない。 ⑥コロナが収束するまでの間、サービス利用者等に必要な支援が継続されるよう、指定事業所の支援体制等の維持・確保が求められる。</p> <p>【グループホーム、地域生活支援拠点等】 (目的) 地域で安心して暮らしていくための基盤を整備することにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果) ⑦グループホームの市内定員数は、令和元年度の453人から令和2年度は497人、利用者数は、令和元年度の301人から令和2年度は349人と着実に増加しており、障害のある人の地域生活に寄与している。(目標指標B) ⑧グループホームの整備促進に向けては、新規開設サポート事業を実施し、7ホーム(定員25人)に開設経費の一部を助成した。また、障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」については、コロナ禍で整備法人が関係機関との調整に時間を要し、工事の開始が遅れたため、改めて工期や事業実施に向けた調整を行った。 ⑨第4期障害者計画の策定過程において、市内の障害者団体(5団体)に個別調査を実施し、グループホームの利用ニーズの把握に取り組んだ。 ⑩「地域生活支援拠点」の機能強化に向けては、コロナ禍で会議開催等を制限したため、新たに生活介護事業所のネットワーク会議を開催することは見合わせたが、グループホームと短期入所事業所のネットワーク会議については、関心が高かったコロナ禍でのサービス継続や支援・対応策にテーマを変更するとともに、ビデオ通話サービスも活用する中で2回開催し、意見交換と情報共有を図った。 (課題) ⑧⑨当事者団体の個別調査(回答数 357人)では、4割以上の人が希望の住まいとしてグループホームを挙げるなど利用ニーズは依然として高く、一層の整備が必要と考えられる。また、「日中サービス支援型グループホーム」については、運営に係る評価方法等の整理まで至っておらず、実際の支援状況等を開設法人に聞き取りながら、その評価方法を整理していかなければならない。</p> <p>【権利擁護】 (目的) 権利擁護のための取組を進めていくことにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果) ⑪成年後見制度の認知度は、当事者を対象としたアンケート調査において、平成29年度の22.0%から令和元年度は28.0%と6.0ポイント上昇しており、成年後見制度利用支援事業の利用人数も、令和元年度の35人から令和2年度は44人に増加した。(目標指標C) ⑫成年後見制度の周知啓発に向けては、コロナ禍であったため、家族会や相談支援事業所等への研修は令和元年度の12回から令和2年度は5回に留まった。そのような状況の中、特別支援学校の生徒の保護者から、子どもの将来を憂える声が学校に寄せられ、生徒・保護者向けの進路だよりに制度の紹介記事を掲載してもらい、高等部3年生全員に配付し周知を行った。 ⑬障害者虐待防止センターで常時の通報受付体制を確保し、虐待事例には複数職員で対応することで、OJTによる人材育成にも取り組んでいる(令和2年度通報・相談件数53件。うち、虐待認定9件)。また、虐待通報先の一層の周知については、尼崎市人権文化いきづまづくり条例の啓発パンフレットへの掲載や市内事業所と「地域福祉の推進に関する協定書」を締結するなど、啓発に向けた取組を進めた。 (課題) ⑪⑫成年後見制度については、引き続き、支援を要する人への制度理解と利用を進めていく必要がある。その周知啓発にあたっては、従来の研修形式が望ましいが、会場での開催が困難な状況もあるため、その手法について工夫していかなければならない。</p>

3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	濃厚接触者等在宅支援提供事業
2	要介護者一時受入事業
3	障害者支援施設新規入所者PCR検査事業
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	社会福祉施設等施設整備費補助金
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



令和3年度の取組
<p>【適正なサービスの給付等】 ③支援機関間の業務連携フロー等が効果的に活用されるよう、連携会議の部会を開催して運用状況等の評価・検証を行っていく。 ④障害児通所支援の適正給付と質の向上については、県内中核市の連絡会で実地指導の手法や結果、課題等の共有を進めるなどして、本市での効果的な実施につなげていく。また、学校と指定事業所、保護者の連携促進に向けては、教育委員会が作成した連携マニュアル等の指定事業所への周知・啓発に取り組んでいく。 ⑤対象施設の機能移転に向けては、法人の意向や運営状況等も十分に考慮しつつ、土地や建物の条件等も踏まえて関係部局等との協議・調整を進め、具体的な機能移転策をまとめていく。 ⑥コロナが収束するまでの間のサービス提供体制の維持・確保に向けては、既存施策の着実な実施と事業所への迅速かつ丁寧な調整等に取り組むとともに、感染状況に応じた新たな展開や取組への対応にも努めていく。</p> <p>【グループホーム、地域生活支援拠点等】 ⑧⑨グループホームの整備促進に向けては、引き続き、既存事業を有効に活用するとともに、市内グループホームの受入状況等の調査を実施して、今後の整備方策を策定する。また、「日中サービス支援型グループホーム」の整備と運営の評価等について整理を進めていく。 ⑩「地域生活支援拠点」については、各支援機関の拠点機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、令和3年度は生活介護事業所のネットワーク会議も立ち上げ、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組むとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化につなげていく。</p> <p>【権利擁護】 ⑪⑫成年後見制度の周知啓発の方法については、会場で行う研修だけではなく、対象者が必要とする内容に即した資料を作成し、学校や相談支援事業所等に提供して配付するなど、より身近で手にしやすい方法を工夫し進める。また、家族会や相談支援事業所等と連携して、引き続き、支援を要する人に対する制度利用を促進する。 ⑬虐待防止制度や緊急通報先の一層の周知に向けては、これまでの取組に加えて、協定先と連携した啓発活動や障害児通所支援の指定事業所等も含めた合同研修会を企画・開催するなど、より効果的な方法を取り入れていく。</p>

主要事業の提案につながる項目

6 評価結果

評価と取組方針
<p>・障害児通所支援については、いくしあとの連携によって支援が必要な児童のサービスへのつながりが進んだこともあり、サービス利用者が増加している。</p> <p>・一方、増加するサービス事業所への適正給付とサービスの質の向上にあたっては、コロナ禍においても事業所の指導等に取り組むとともに、学校、事業所、保護者との情報共有や事業所とのネットワーク構築に向け協議を進める。</p>

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 08 - 02

1 基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	02 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値					進捗率 (R2)
			H28	H29	H30	R1	R2	
A サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	↑	100 %	22.3	42.1	62.2	70.8	78.2	78.2%
B 委託相談支援事業所における延べ相談回数	↑	- 回	19,020	20,313	20,780	22,902	27,818	-
C 委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数	↑	- 人	230	222	223	269	262	-
D								
E								

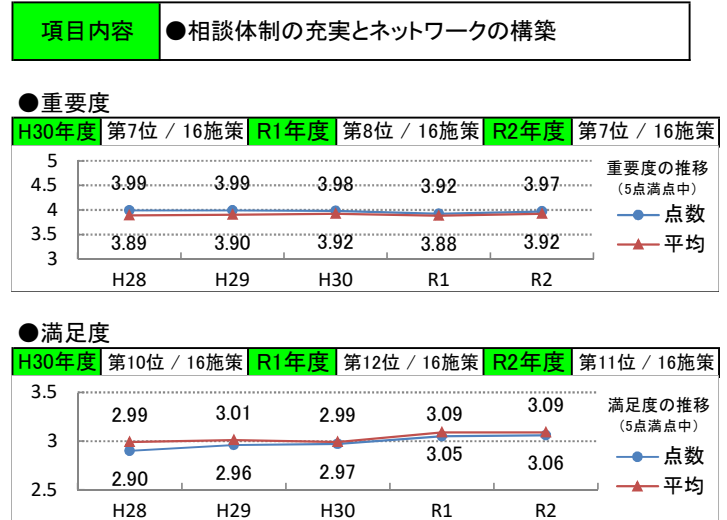
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■相談体制の充実とネットワークの構築
【相談体制の充実】	総合戦略 ④
<p>(目的) 日常生活やサービス等に係る相談に応じ必要な情報等を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。</p> <p>(成果) ①「サービス等利用計画」と「障害児支援利用計画」(以下「利用計画」という。)の作成については、基幹相談支援センターが中心となり、指定事業所への連絡・研修会や個別の指導・助言を行うとともに、障害種別や利用サービス別の作成状況の進捗管理や各事業所の運営状況を考慮した作成依頼(配分)を進めることで、令和元年度末の作成達成率が70.8%(6,099人に対して4,318人を作成)から令和2年度末は78.2%(6,473人に対して5,062人を作成)と作成対象者が増加する中で着実に向上することができた。(目標指標A)</p> <p>②利用計画の作成促進に向けては、計画未作成者が特に多い「知的障害(日中系サービス利用者)」を主な支援対象とする委託相談支援事業所を新たに確保(1か所)して、当面の間、計画相談支援に専念させ、基幹相談支援センターにおいてその進捗管理や助言等を集中的に行うことで、計画作成数の増加につなげた。</p> <p>③支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及に加え、子どもの育ち支援センター(いくしあ)など関係機関からの支援の引継ぎ等により、委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和2年度27,818回)や当該事業所等における発達障害の人等の相談者数(令和2年度262人)は、近年高い水準で推移している。これらの相談への適切な対応・支援に向けて、毎月開催する連絡会で情報共有や事例検討、テーマ別研修を行うほか、いくしあと連携・調整を図った。(目標指標B・C)</p> <p>(課題) ①②③障害分野における相談支援体制の整備や機能の充実、専門性の向上等に取り組みながら、支援・対応にあたっているが、8050問題や引きこもりなど複雑・複合化した事例については、障害分野だけでは支援が困難な場合もあるため、より包括的な支援体制の構築が求められている。</p>	
【ネットワークの構築等】	
<p>(目的) 地域の支援体制等の協議を行うネットワークの構築等により、障害のある人の地域生活を支援する。</p> <p>(成果) ④本市の相談支援体制の中心的役割を担う委託相談支援事業所が事務局となり、障害当事者をはじめ地域の様々な関係者で構成する自立支援協議会(テーマ別部会を含む)を計19回(令和元年度:39回)開催した。コロナ禍で開催回数は半減したが、テーマを絞り更新したあまっこファイルの周知・活用やコロナ禍における地域課題など各部会の優先事項について、協議と情報共有等を進めることができた。</p> <p>⑤「相談支援」「就労支援」「地域生活支援」の中核を担う本市の委託機関が中心となり、指定事業所のネットワーク会議等を計15回(令和元年度:38回)開催した。コロナ禍で開催が難しい中、テーマを絞り主にコロナ禍におけるサービス提供の課題や支援体制の維持・確保に向けた感染症対策等について、情報共有や連携強化を図ることができた。</p> <p>⑥自立支援協議会や指定事業所のネットワーク会議等については、コロナ禍での感染拡大防止や負担軽減を図るため、協議するテーマを極力絞り込むとともに、事前アンケートやビデオ通話サービスを活用する等、開催手法を工夫することで効率的な協議につなげることができた。</p> <p>⑦医療的ケア児の適切な支援に向けては、コロナ禍であったため、部会の開催は見合わせた。医療的ケア児支援コーディネーター(4名)を中心とした相談支援機能を基幹相談支援センターに設置するとともに、関係機関と連携して作成した医療的ケア児リストの更新(2回)や情報共有、管理方法の整理を行った。また、当該リストを基に訪問調査等を実施し、生活状況の把握や関係機関との連携を進めた。</p> <p>⑧精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けては、これまで支援機関を中心に開催していた「地域移行・地域定着推進会議」や精神障害の当事者団体と協議を重ねながら、新たな協議の場として、当該システムの構築推進会議を設置し、11月に開催した。(課題) ④⑤福祉サービスを利用する児童が大幅に増えており、サービス事業所と通学先の相互理解や保護者も含めた情報共有等の必要性が高まる中、新たに障害児通所支援事業所のネットワークの構築を求めめる声がある。</p> <p>⑦総合病院からの退院件数の増加やコーディネーターによる訪問調査の推進により、相談・対応件数も増加しているため、支援機能の向上やサービス提供体制の整備等が求められている。</p> <p>⑧現状、従来から地域移行・地域定着支援に取り組んでいる機関と新たに協議の場に参加する機関・団体との間には、精神障害のある人の地域生活に関する課題についての認識や知識等に差が生じている。</p>	
【障害者計画等】	
<p>(目的) 障害者施策を総合的・計画的に推進することにより、障害のある人が自立した生活を営むことができるよう支援する。</p> <p>(成果) ⑨「障害者計画(第4期)・障害福祉計画(第6期)」の策定にあたっては、コロナ禍で会議開催スケジュールを変更せざるを得ない状況であったが、障害者福祉等専門分科会(計画策定部会を含む)を中心に計18回の会議や障害者団体への個別調査等を実施して、幅広い意見を取り入れながら策定することができた。また、今回の計画では、できる限り分かりやすい表現を用い、記載内容・要点を絞った市民向けに読みやすい「本編」と、具体的な施策内容等について、当事者団体や支援機関等との共通認識を図るための「施策推進編」の二つの構成でまとめた。</p> <p>(課題) ⑨本計画に掲げる施策は幅広く、関係部局や取組項目が非常に多いことから、より効果的・効率的な運用とするため、これまでの進捗管理や評価の手法等を検証していく必要がある。</p>	

3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	障害者(児)相談支援事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



令和3年度の取組	
【相談体制の充実】	<p>①②利用計画の作成促進に向けては、引き続き、基幹相談支援センターを中心に現行の取組を着実に進めていくとともに、作成状況(障害種別・利用サービス別・事業所別など)の分析結果や現状の課題を基に、委託相談支援事業所(計8か所)と今後の進め方や新たな対応策について協議・検討を進めていく。</p> <p>①②③⑥⑦⑧相談支援体制の充実に向けては、現行の取組を継続して、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所を中心とする障害分野の支援機能の向上を図るとともに、より包括的な支援に向けて、関係部局と本市における重層的支援体制の構築に向けた検討を進めていく。</p>
【ネットワークの構築等】	<p>④⑤⑥障害者施策に関するネットワークの構築については、引き続き、「地域生活支援拠点」の中核機関が各会議体の事務局を担い、障害当事者や地域の関係機関による協議の場を継続するとともに、障害児通所支援事業所とのネットワーク構築に向けても、協議・検討を進めていく。あわせて、会議運営の負担軽減に向けては、コロナ禍での開催手法を参考に、引き続き運用手法の見直し等を進めていく。</p> <p>⑦医療的ケア児への適切な支援に向けては、OJTによる人材育成に取り組むとともに、部会を開催して、更新したリストや実際の支援状況等を基に、病院や診療所、訪問看護ステーションと必要な支援やサービス提供体制等について協議を進めていく。</p> <p>⑧新たな協議の場において、精神障害のある人やその家族等が地域で抱える課題や社会資源の状況などを共有しながら地域定着の取組を推進する。</p>
【障害者計画等】	<p>⑨これまでの「評価・管理シート」による進捗管理や評価の手法等について、障害者福祉等専門分科会や自立支援協議会、手話言語条例推進協議会等で意見を伺うとともに、他の行政計画の取組等も参考にしながら、より効果的・効率的な運用へと見直しを行っていく。</p>

主要事業の提案につながる項目	

6 評価結果

評価と取組方針	
・利用計画の作成については、作成対象者が増加しているものの、新たに委託相談支援事業所を確保するなど対策を講じ、新規サービス利用者については概ね計画を作成できたことから、着実に作成達成率が向上している。	・未作成ケースについては作成が困難なケースも含まれることから、作成状況の分析をもとに委託相談支援事業所と意見交換を実施し、全ての対象者への計画作成に向けた取組を進める。
・精神障害のある人の地域定着に向けては、新たに協議の場に参加する機関・団体とも課題を共有しながら取組を推進する。	・また、障害分野における相談支援機能の強化や支援ネットワークだけでは対応できない複雑・複合化した課題に対応するため、ケースに応じて他分野の支援関係者とも円滑に連携し、重層的な支援に取り組んでいく。

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 08 - 03

1 基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	03 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値							進捗率 (R2)
			H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4		
A 委託就労支援機関を通じた就労者数	↑	55 人	44	35	54	31	27		49.1%	
B 障害者優先調達推進法に基づく調達実績件数	↑	12 (R2) 件	8	7	8	12	7		58.3%	
C 意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数	↑	80 人	50	39	62	56	46		57.5%	
D										
E										

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		総合戦略	
行政が取り組んでいくこと	■日常生活での交流の支援	総合戦略	-
【交流・活動支援】	(目的)地域における交流や活動機会の提供を支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。 (成果)①地域交流の場となる「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」については、実行委員会等の創意工夫のもと、コロナ禍での感染拡大防止に配慮した新たなイベント(市内を駆け巡る「車いすリレーマラソン」や手話やジェスチャーで注文を行う「声のないお店」など)やビデオ通話サービスによるオンライン参加を組み合わせた、新たな形態での開催を行った。 ②尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)に基づく「身体障害者福祉会館」の「教育・障害福祉センター(2階)」への移転を進めていくため、移転に係る改修工事の設計内容や設備仕様、工期スケジュール等について、関係部局や委託業者と協議・調整を行った。また、会館の指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の役員との打ち合わせや団体会員への説明会を行い、工事内容についての情報共有を図った。 (課題)②工事内容は概ね整理できたが、複合施設での改修工事となるため、当初の予定より工期が延びることとなった。また、移転後の身体障害者福祉会館と併設施設となる身体障害者福祉センターの効果的な事業実施について、検討していかなければならない。		
行政が取り組んでいくこと	■社会参加の促進	総合戦略	-
【差別解消・コミュニケーション支援】	(目的)差別解消や障害特性に応じたコミュニケーションを支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。 (成果)③コロナ禍での会議開催等を制限したため、障害者差別解消支援地域協議会や啓発講座の開催は見合わせた。第4期障害者計画の策定過程において、本市の差別解消の取組に対する課題等の意見を聴取し、当該計画に反映した。 ④意思疎通支援者の養成にあたっては、コロナ禍で講座会場の人数制限等が出される中、講座スケジュールや会場の調整等を行い、当初予定していた課程を全て終えることができた。なお、令和2年度の養成講座修了者数は全体で46人であった。(目標指標C) ⑤手話の普及等に向けては、「親手話講座」など市民向けの講習会を3講座開催して、計34人の参加があった。コロナ禍であったため、新たな手法による講座の広報までは実施できなかったが、本市の公式YouTubeチャンネルで、コロナ関連情報や障害者計画等の策定に関する手話の動画を配信すること等により、手話の普及啓発につなげた。 ⑥コロナ禍における情報支援の取組として、遠隔手話サービスを導入し、登録利用者に個別の利用説明を行った。また、本庁舎と身体障害者福祉センターに点字プリンターや拡大・音声読書器を設置するとともに、今後の活用方法について協議・検討を行った。 ⑦障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の推進に向けては、第4期障害者計画の策定過程において、市内の視覚障害と聴覚障害の当事者団体に個別調査を実施し、具体的な支援ニーズ等の把握に取り組んだ。また、今後の施策の方向性等を同計画や「尼崎市人権文化いきづまづくり計画」に盛り込んだ。 (課題)③障害者差別解消法の認知度は未だ低い状況にあるため、より効果的な啓発手法を検討・実施していかなければならない。 ⑤コロナ禍での影響もあったが、市民向け手話講習会の参加者数は依然として少ないため、開催手法の工夫やより効果的な広報・啓発手法が求められている。		
【移動支援等】	(目的)外出に伴う移動等を支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。 (成果)⑧移動支援事業の運用見直し(65歳以上と18歳未満の重度利用者に係る報酬区分の変更)については、申請手続きの負担が少ない制度に整理し、丁寧な窓口対応に努めて、円滑な区分変更に取り組んだ。また、他の外出支援サービス(同行援護)の運用整理に向けては、改めて視覚障害者団体に意向を確認するとともに、令和2年度末には中核市へのアンケート調査を実施し、運用状況等の把握を行った。		
行政が取り組んでいくこと	■働く場の確保	総合戦略	-
【就労支援等】	(目的)就労や働く場・機会の提供を支援することにより、障害のある人の自立と社会参加を促進する。 (成果)⑨「尼崎市障害者就労・生活支援センター」を通じた令和2年度の就労者数は27人であった。(目標指標A) ⑩市役所での障害者雇用については、「障害者就労チャレンジ事業」で7人を受け入れ、主に就労意欲の喚起に向けた支援にあたるほか、令和2年12月から実施している尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3(アップスリー)」で6人を雇用し、庁内業務の進捗アップ等に取り組んだ。また、両事業の目的や役割、支援内容等について整理するとともに、庁内業務の共同実施を行うなど連携を図った。 ⑪コロナ禍によって生産活動が停滞し減収している就労継続支援事業所や工賃が減少した障害者就労施設の利用者を支援するため、生産活動の再起に必要な事業経費や工賃減少分の補助事業を実施した。また、当該施設の受注機会の拡大に向けては、企業イベントの中止が多かったため、庁内販売「にゅるるフェア」の開催方法を工夫し、小規模の販売会も含めて計14回開催するほか、共同受注の支援により、発注企業(12社・19件)から22施設への契約に結び付けた。(目標指標B) (課題)⑩障害者雇用に係る両事業について一定の整理は行ったが、事業対象者や庁内業務の内容など共通するところも多く、「ハートフルオフィスup×3」事業も開始して間もないことから、実施状況や課題の共有を進めていかなければならない。		

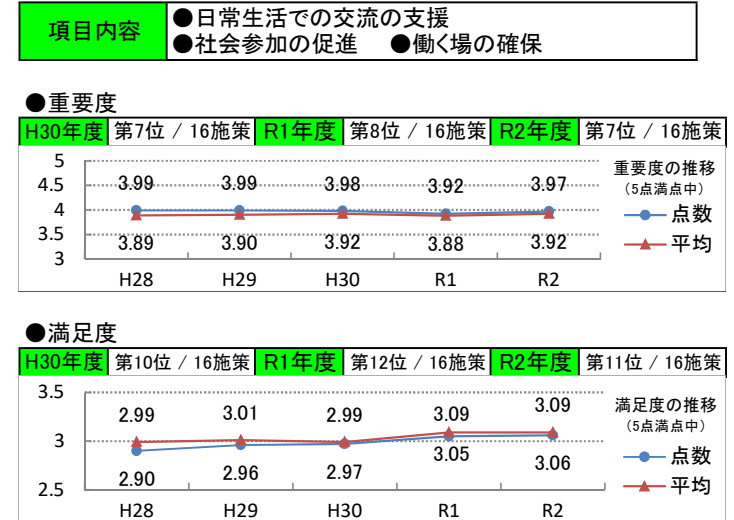
3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和2年度 主要事業名	
1	身体障害者福祉会館移転事業
2	
3	
4	
5	

令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	意思疎通支援事業
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

評価と取組方針	
・障害者差別解消法については、市民に対して身近な事例をもとに具体的にわかりやすく制度の周知・啓発を行うとともに、市職員向け研修を強化するなど、制度の普及促進に取り組む。	
・障害者の就労支援は、先進市の取組事例を参考にすることで課題分析を行い、本市の障害者雇用に係る両事業を通して一般就労へつなげるよう取組を進める。	
・身体障害者福祉会館の移転に伴う情報・コミュニケーション支援の取組にあたっては、当該会館及び身体障害者福祉センターの指定管理者と丁寧に協議を重ね、施設の機能向上や事業展開だけでなく、本市の防災や人権関連の取組にもつなげるよう検討を進める。	

令和3年度の取組	
【交流・活動支援】	②身体障害者福祉会館の移転に向けては、当事者団体の意向等も十分に考慮しつつ、情報通信機器等の整備内容や移転後の事業運営等について、身体障害者福祉会館及び身体障害者福祉センターの指定管理者との検討会議を設置し、協議・調整を進めていく。
【差別解消・コミュニケーション支援】	③障害者差別解消法や制度の周知・啓発に向けては、新たな啓発パンフレットを活用した講座・研修会等を開催するとともに、障害者差別解消支援地域協議会で、障害特性や差別事例を市民に分かりやすく伝えるための啓発手法等について協議していく。 ⑤手話の普及啓発に向けては、広報冊子の配布先を拡大していくとともに、本庁舎や公式YouTubeチャンネルを活用して、市民向け講習会の案内や普及啓発用の動画を作成するなど効果的な情報発信に取り組んでいく。 ⑥障害のある人への情報支援の取組として、「尼崎市聴覚障害者コミュニケーション支援センター」と連携し、遠隔手話サービスの本格稼働に取り組んでいく。また、新たに設置した点字プリンターを活用して、本市から発出する通知情報の点字化を進めていく。
【移動支援等】	⑧同行援護の運用整理に向けては、中核市の運用状況等の分析に取り組むとともに、当事者団体の意向等を踏まえて、自立支援協議会(ガイドライン検討部会)で協議を進めながら、新たな基準等を整理していく。
【就労支援等】	⑩障害者雇用に係る両事業の特色が活き、より良い支援となるよう、引き続き、具体的な連携方法や効果的な事業実施に向けた協議・検討を進めていく。

主要事業の提案につながる項目	
【交流・活動支援】	【差別解消・コミュニケーション支援】
⑥尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)に基づき令和4年度に移転する身体障害者福祉会館については、障害者計画や人権文化いきづまづくり計画の取組の一つとして、情報支援に係るバリアフリー改修を行うとともに、併設する身体障害者福祉センターに情報支援に係る機器を設置すること等で、それら施設機能を活用した情報・コミュニケーション支援の充実に向けた取組を進めていく。また、当該施設は「福祉避難所」としての役割も有するため、コロナ対策で設置した情報支援機器の活用状況やこれら施設の取組等も検証しながら、多様な障害特性に配慮した取組へとつなげていく。	